

基監発1221第1号  
平成23年12月21日

全国社会保険労務士会連合会  
会長 金田 修 殿

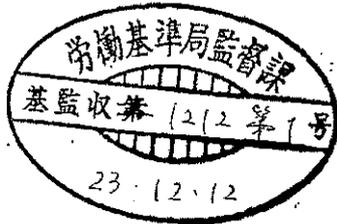
厚生労働省労働基準局監督課長

常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの  
依頼に基づく就業規則の作成が社会保険労務士法第2条第1項  
第2号に規定する業務に該当するかについて（回答）

平成23年12月8日付け社労連第559号をもって照会のあった標記の件  
について、下記のとおり回答する。

記

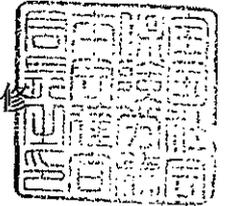
貴見のとおり



社労連第 559 号  
平成 23 年 12 月 8 日

厚生労働省労働基準局監督課  
課長 達谷 庸野 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会長 金田 修



常時 10 人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの  
依頼に基づく就業規則の作成が社会保険労務士法第 2 条第 1 項  
第 2 号に規定する業務に該当するかについて (照会)

平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、当連合会は、下記の通りと思料いたしている  
ところですが、この見解につきましての貴省のご意見をご教示くださいますよ  
うお願い申し上げます。

#### 記

常時 10 人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者の作成する就業規則  
については、労働基準法第 91 条、92 条、93 条の適用を受け、作成した就  
業規則については労働基準法第 106 条の規定に基づき備え付け等による周知  
義務が課されている書類であると解される。

よって、常時 10 人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの依頼  
に基づく就業規則の作成は、社会保険労務士法 (以下、「法」という。) 別表第  
1 に掲げる労働社会保険諸法令たる労働基準法に基づく帳簿書類の作成であり、  
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する業務に該当することから、社会保険労務士又  
は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て、業として行う  
ことは、法第 27 条の規定に抵触すると思料される。

以上

#### 【参考：社会保険労務士法 (一部抜粋)】

- ・ 第 2 条第 1 項第 2 号 (社会保険労務士の業務)：労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること。
- ・ 第 27 条 (業務の制限)：社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる事務を業としておこなってはならない。